

ID: 1749

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	特定保育所の保育費用の徴収
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 附則第6条第4項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法附則第6条の規定による。 (保育所に係る委託費の支払等) 第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。 2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の2第2項の規定は適用しない。 3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。 5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。 6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。 7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。	
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日